

SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N°626
2023・4・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

神奈川支部特集

- 情報公開請求—マイナンバー違憲訴訟神奈川訴訟に関連して……………小林展大
「生活保護基準引下げ違憲訴訟」の現状……………井上 啓
「いま戦争と憲法に向き合う」—県民ホール大集会盛会裡に開催される……………岡田 尚
神奈川の温泉……………中込竜司
〈シリーズ：憲法と私⑤〉憲法14条の可能性……………金 思明
【シリーズ全国リレー・熊本支部】6月はぜひ熊本へ！……………中島潤史
【憲法委員会企画】議長と若手弁護士座談会(第2回)
(笹山尚人／深井剛志／山田大輔／藤原朋弘／山内志織)
2022年度第4回拡大常任委員会(春の全国ミーティング・広島)開催
□ 特別講演
井上正信会員講演「台湾情勢と安全保障政策とそのまやかしを知る
～憲法九条を守り発展させるために」の報告……………辻田 航
□ 地元企画
竹森雅泰会員、小山美砂氏による講演「『黒い雨』訴訟」の報告……………端野 真
□ 若手実務講座①「離婚問題についての座談会」の報告……………佐藤真奈美
□ 若手実務講座②
デジタル社会と法改正の動向～国民の人権擁護のために知っておくべきこと……………大住広太
□ オプショナルツアー「被爆建物旧陸軍被服支廠倉庫の見学ツアー」……………日下弘毅
【議長トーク】「東京支部をなめつくす」……………笹山尚人
□ 東京電力に対し、中間指針第五次追補を踏まえ、被害者に対し、早期かつ十分な賠償をすることを求める決議
□ 国民生活の破綻を招き、平和主義に反する、安保関連三文書改定に基づく軍拡政策に反対する決議



福島・あぶくま洞から

情報公開請求

―マイナンバー違憲訴訟神奈川訴訟に關連して

神奈川 小林 展大

1 マイナンバー違憲訴訟神奈川訴訟

マイナンバー違憲訴訟神奈川弁護団は、二〇一六年三月二四日、横浜地方裁判所にマイナンバー違憲訴訟(以下「本件訴訟」という)を提訴した。本件訴訟における請求は、個人番号の収集、保存、利用及び提供の差止め、被告国の保存する個人番号の削除、国家賠償請求(慰謝料等)一二十万円及びこれに対する遅延損害金)である。なお、以下では、個人番号を含む個人情報のことを特定個人情報という。

本件訴訟においては、番号制度開始以降、原告らが警告したとおり、特定個人情報漏洩する事故や法令違反行為が後を絶たないという実態が明

らかとなった。番号制度開始以降、特定個人情報記載書類(住民票等)の誤送付・誤交付・誤送信、個人番号カード等の誤送付・誤交付、特定個人情報記載書類や個人番号カード等の紛失、特定個人情報記載書類や個人番号カード等の盗難を含む不正取得、個人番号カードの偽造、不正アクセスによる特定個人情報の漏えい、なりすましによる個人番号カード詐欺、なりすましによる特別定額給付金の詐欺、重複付番、給与所得等にかかる都道府県民税・市町村民税特別徴収税額の決定・変更通知書の誤送付による特定個人情報の大量漏えい、番号法一〇条一項に違反して委託元の承諾を得ずに特定個人情報を扱う業務を再委託したことによる特定個人情報の大量漏えい、地方公共団

体内部からの不正行為による特定個人情報の大量漏えい、裁判所による特定個人情報の漏えい等、極めて多数の特定個人情報の漏えい等事故事例が後を絶たなかったのである。結局、本件訴訟においては、このような極めて多数の特定個人情報の漏えい等事故事例を控訴審の結審まで主張立証し続けることとなった。

2 違法再委託についての情報公開請求、審査請求

このように、後を絶たない極めて多数の特定個人情報の漏えい等事故事例が発生し続けているにもかかわらず、一番被告及び被控訴人国は、まともな反論をしてこなかった。そこで、当方から事実関係を確認して、実態を明らかにするために、また、本件訴訟における証拠として提出するために、まずは番号法一〇条一項に違反して委託元の承諾を得ずに特定個人情報を扱う業務を再委託したことによる特定個人情報の大量漏えい(以下「違法再委託」という)について情報公開請求をすることとした。情報公開請求は、憲法上の知る権利を行使する場面でもあり、私の気持ちはとても高揚していた。

違法再委託に関しては、東京都内では四特別区、埼玉県内では七自治体、神奈川県内では一自治体、国の行政機関としては国税庁、東京国税局、大阪国税局に対して、違法再委託についての経過がわかるもの一切の情報公開請求をした。なお、二つの自治体においては、請求権者が当該自治体に在任している者等の限定をされていたため、任意の情報提供申請をせざるを得なかったところがある。情報公開請求をしてからは、開示・部分開示・不開示決定を出す自治体もあれば、請求の範囲を細かく尋ねてくる自治体、対象文書と考えられる文書について一覧を送付してきた自治体等もあり、自治体によって対応が若干異なっていた。また、対象文書としてどのような文書を選定するかについても、自治体によって違いがあり、比較検討してみると面白い発見もあった。

そして、任意の情報提供申請をした自治体を除き、全ての開示・部分開示・不開示決定に対して審査請求をして、対象文書の追加特定、不開示処分を取消しを求めた。審査請求をしてからは、次々と文書が開示され、次第に膨大な分量となっていたが、それらを読み込み、各自治体、国税庁、東京国税局、大阪国税局から提出される弁明書、理由説明書に対して、反論書・意見書を提出し、自治体によっては、口頭意見陳述を行った。

3 口頭意見陳述

口頭意見陳述は、行政不服審査法三二条一項に基づく口頭意見陳述と情報公開・個人情報保護審査会や行政不服審査会における口頭意見陳述がある。

当初の審査請求では、自治体から案内のあった分について口頭意見陳述を申し立てていたのだが、よく考えてみるとこのままでは憲法上の知る権利の威力を十分に発揮できないのではないかと、それはもったいないことではないかと思ひ、途中からほとんど全ての自治体に対する審査請求において、行政不服審査法三二条一項に基づく口頭意見陳述と情報公開・個人情報保護審査会や行政不服審査会における口頭意見陳述を申し立てることとした。

私は、行政不服審査法三二条一項に基づく口頭意見陳述と情報公開・個人情報保護審査会や行政不服審査会における口頭意見陳述については、それぞれ目的、狙いがあつて申立てをしているのであるが、それを書き始めると收拾がつかなくなるおそれがあるので、あえて書かないことにする。このようにして、どんなに大変であっても、最後の一人になつても、とにかく口頭意見陳述に取り組み続ける、とにかく口頭意見陳述に取り組めばそれでいい、と自分に言い聞かせて、口頭意見

陳述に取り組み続けた。

特に、審査会における口頭意見陳述については、委員との充実した質疑応答ができた自治体もあれば、いくつか質疑応答をして終わってしまう自治体もあり、審査会によって違いがあるということが浮き彫りになったのではないかと考えている。

4 答申、裁決

審査会の口頭意見陳述まで終わると、その後は審査会から答申が出された。審査請求を棄却するとの答申が多かったが、対象文書を追加特定すべき、不開示処分を取り消すべきとの内容の答申も出て、自分自身で知る権利の威力を思い知ることとなった。やはり成果が出ると嬉しいものである。裁決については、答申に沿ったものが出された。なお、答申には法的拘束力はなく、裁決において答申と異なる判断がなされて問題になることはある。

5 その他の情報公開請求、審査請求

本件訴訟に関連して、情報公開請求をしていたのは、違法再委託についてだけではない。なりすましによる個人番号カード詐欺、なりすましによる特別定額給付金の詐欺、給与所得等にかかる都道府県民税・市町村民税特別徴収税額の決定・変

更通知書の誤送付による特定個人情報の大量漏えい、地方公共団体内部からの不正行為による特定個人情報の大量漏えい、裁判所による特定個人情報報の漏えい等の事故事例についても、情報公開請求をした。なお、裁判所による特定個人情報の漏えいについては、裁判所との関係では情報公開法は適用されないもので、司法行政文書開示申出という手続を行った。これら情報公開請求についても、全ての開示・部分開示・不開示決定に対して審査請求をして(司法行政文書開示申出については審査請求ではなく、「苦情申出」という手続になる)、対象文書の追加特定、不開示処分取消しを求めた。

この頃には、開示された文書の分量がさらに膨大となり、自分でも何件審査請求をしているのか次第に分からなくなってきた。それでも、開示された文書を読み込み、弁明書、理由説明書に対して、反論書・意見書を提出し、自治体に対する審査請求においては、行政不服審査法三二条一項に基づく口頭意見陳述と情報公開・個人情報保護審査会や行政不服審査会における口頭意見陳述を申し立てて、口頭意見陳述を行った。そして、これら情報公開請求についても、審査会から答申が出された。審査請求を棄却するとの答申が多かったが、対象文書を追加特定すべき等の内容の答申も出て、再度、知る権利の威力を思い知ら

された。裁決については、答申に沿ったものが出された。

なお、この頃になると、出される答申も増えてくるので、答申の比較をすることもできるようになったし、答申の付言において、文書特定・文書管理、審査会への諮問の遅延、理由付記の不備等について指摘がなされているものもあった。

6 マイナンバー違反訴訟神奈川訴訟 (控訴審)

話を本件訴訟に戻すと、本件訴訟は控訴審においては、前記の情報公開請求において開示された文書をもとに控訴準備書面を次々と作成し、開示された文書を書証として提出した。

控訴審では、開示された文書を読み込む、審査請求の書面を作る、口頭意見陳述をするという作業と本件訴訟の控訴準備書面を作成するという作業を並行して行わなければならず、非常に大変ではあった。しかし、苦しいのではなく、憲法上の知る権利を行使し続けることができたので、非常に充実した時間であったという実感の方が強い。結局、本件訴訟の控訴審では一番の倍近くの準備書面を提出し、提出した甲号証は四〇〇を越えることとなった。一方で、前記のようにして、情報公開請求・審査請求をしていると、泥沼にはまったかのごとく情報公開請求・審査請求の手続

が終わらずに抜け出せなくなり、気がついたら本件訴訟の控訴審は結審していて、他地域のマイナンバー違反訴訟については最高裁判決が出ていた。

なお、現在もまだ情報公開請求、審査請求の手続が終わっていないものはある。

7 諮問遅延国賠訴訟

最後に、諮問遅延国賠訴訟のことに触れておきたい。

前記の情報公開請求・審査請求においては、文献等でも指摘されているような不適切な運用、問題が発生した。例えば、実際には文書が存在するにもかかわらず、文書不存在として不開示決定がなされた、審査請求をしてから審査会への諮問が遅延した等の問題事例が発生した。

審査請求をしてから審査会への諮問が遅延した場合(なお、総務省情報公開・個人情報保護審査会では、審査請求があつてから審査会への諮問までに一年以上経過すると答申の付言において諮問の遅延についての指摘がなされると言われている)、国家賠償法上の違法性を帯びるかという論点があり、裁判例も存在するのであるが、これが諮問遅延国賠の問題である。

そして、当職が埼玉県深谷市に対して行った違法再委託についての情報公開請求・審査請求においても、まさに審査会への諮問遅延が問題とな

り、審査請求してから審査会へ諮問するまでに二年以上の時間が経過していた(実際に、深谷市情報公開審査会の答申の付言においても諮問の遅延が指摘されている)。そのため、深谷市が審査会に迅速に諮問しなかったことが国家賠償法上違法

であるとして、二〇二三年二月、当職は深谷市に対し、国家賠償請求訴訟を提訴した。この諮問遅延国賠訴訟については、第一回口頭弁論期日があり、被告から形式答弁がなされたところであり、まだ審理はほとんど進行していない。

この訴訟においては、審査請求があつてから審査会に迅速に諮問しなかったことが国家賠償法上違法であるという判断だけではなく、知る権利は憲法上保障されているという判断も勝ち取りたいものである。

「生活保護基準引下げ違憲訴訟」の現状

神奈川 井上 啓

昨 年(二〇二二年)一〇月一九日に横浜地裁第

一民事部(岡田伸太裁判長)は、神奈川県内の生活保護利用者四八名が、生活保護基準引下げを理由に二〇二三(平成二五)年から三年間にわたり生活保護費を減額された処分の取消しを求めた裁判(平成二七年(行ウ)第五四号・神奈川生存権裁判)について、いわゆる「デフレ調整」には「統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性」(平成二四年老齢加算廃止最高裁判決の判断基準)がなく、行政裁量の逸脱・濫用があるとして、当該処分の取消しを命じ

た。これは、全国二九地裁で起こされた同種の裁判(総称・いのちのとりで裁判)で、大阪・熊本・東京について四番目の勝訴判決であった。

そ の後、被告側が控訴し、神奈川生存権裁判

は東京高裁第二四民事部に係属した。控訴人側から控訴理由書も出されているが、裁判所の構成が変わることもあり、二〇二三年四月二八日に進行協議を行うこととなった。こちらから答弁書を出すあたり、四月一四日に判決が出される大阪高裁判決を踏まえて主張することになってい

る。この大阪高裁判決は、一番で大阪地裁が処分取消し原告勝訴となった事件の控訴審判決であり、高裁レベルでは初めての判決となり、これが一番に続き、勝訴すると大きな意味をもってくる。

全 国では、九地裁では原告敗訴の判決が出されており、それぞれ、名古屋、福岡、北海道、仙台などの高裁に係属しているが、この間、大阪高裁について、名古屋高裁で審理が進み、三月一五・一六日とまる二日かけて証人尋問が行われた。この名古屋高裁の尋問は大変に重要な証人尋問であった。それは、まず一五日の証人は北海道大学の鈴木雄大准教授であるが、鈴木先生は「経済統計学」の専門家であり、『消費者物価指数の課題と方法―物価変動・生計費変動とその利用』(創成社)を書かれており、まさに今回の厚労省の「物価偽装」のからくりを暴くにふさわしい経歴の持ち主である。次に一六日の証人は敵性証人であるが、二〇二三(平成二五)年の保護基準引下げに携わった厚労省の社会・保護局保護課に勤

務していた西尾穂高氏が証人採用され、厚労省の承諾もとつたうえで双方申請の証人尋問となったのである。通常、国相手の行政訴訟において、行政庁の役人が証人尋問に出てくることはまれであるが、名古屋高裁の裁判体は、これを積極的に採用したのであり、行政裁量の司法審査の手法としての「判断過程審査」（司法としての裁判所が行政庁の判断について、行政庁に代替して判断するのではなく、行政庁の判断過程を審査する手法）を手続的にも実践しようとの姿勢が見られる。

（五）

日の鈴木尋問は、富山中央法律事務所の下山貞義弁護士が担当されたが、内容は緻密で奥の深いものであった。これまで消費者物価指数（CPI）を算出する方式として総務省などは「ラスパイレス式」を採用してきたところ、今回の保護基準引下げに際し、厚労省が作り出したのが「生活扶助相当CPI」なるものであるが、これに採用したのが「パーシェ式」であった。厚労省は二〇〇八（平成二〇）年から二〇二一（平成二三）年の間で「生活扶助相当CPI」が四・七八%下落したので、それだけ生活保護費に余裕ができた（同じ生活保護費一〇万円でも物価が下がれば、その分だけ多くの物が買える）として「デフレ調整」と称して生活保護基準を引下げたのであるが、その下落率の算出に当たって、厚労省は二〇〇八（平成

二〇）年から二〇二〇（平成二二）年までは「パーシェ式」で算出し、二〇二〇（平成二二）年から二〇二一（平成二三）年までは「ラスパイレス式」で算出するという特異な手法をとっていた。この点について、原告側では、基準の異なる方式を混合するもので間違いだと主張してきたところ、国側は、「ロウ指数」という「パーシェ式」と「ラスパイレス式」の上位概念を持ちだしてきて、今回の厚労省の手法は「ロウ指数」に基づいているから正しいのだと反論していたのであるが、鈴木証人は、専門家の目から分析すると、実は厚労省の手法は「ロウ指数」ではないと喝破したのである。さらにこのような方式は見ることがないし、経済統計学会でも「生活扶助相当CPI」なるものは「ありえない」というのが大方の見方であると証言し、ここに厚労省の主張は葬り去られたのである。

（六）

日の西尾尋問は、行政裁量が問題となる裁判で、実際に保護基準の引下げに関与した厚労省の担当官が証人採用されただけでも異例のことであり、名古屋高裁の本気度が分かるものがある。当該行政処分が行政裁量の逸脱・濫用になるかについては、いわゆる「判断過程審査」の手法が採られ、裁判所としては、一応、行政庁が採用した判断過程を前提にして、当該行政処分が「統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的

知見との整合性」があるかを判断することになるが（平成二四年老齡加算廃止最高裁判決）、西尾証人は、公務員の「守秘義務」を理由として、「行政の意思形成過程」についての質問に対して、こことよく証言拒否したのである。先にみたとおり、「判断過程審査」において裁判所は、まず行政庁の判断過程を聞いて、それが行政裁量の逸脱・濫用になるかを判断するのに、国側の証人である西尾証人は、その判断過程について証言を拒否したのであるから、司法の判断から逃げるようなものであり、まさに「敵前逃亡」であった。

名

古屋高裁は次回七月一四日に弁論終結となり、年内に判決が出る予定である。横浜地裁の後、宮崎・青森・和歌山・さいたま・奈良と五地裁で勝訴が続いたが、四月二三日の大阪地裁では敗訴し、さらに四月一四日の大阪高裁も逆転敗訴となった。大阪高裁判決は、はじめての高裁判決だが、厚生労働大臣の判断に一定の合理性があればよく、むしろ原告側に客観的な数値との合理的関連性や確定した専門的知見との整合性が無いことの立証責任を負わせる形となっており、平成二四年老齡加算廃止最高裁判決に反するものとなっている。



一 コロナ禍のなかで八〇〇人集まる

二〇二二年一月三〇日(水)、山崎洋子さん(作家)の開会あいさつ、講演に田中優子さん(法政大前総長)、金平茂紀さん(TBS「報道特集」特任キャスター)をお迎えして、「いま戦争と憲法に向き合う」集いが、神奈川県民ホールで開催された。コロナ禍八波くるかという状況のなかで、八〇〇人(そのうち二六七人は当日券、ということとは事前のオルグ対象外、毎日・東京・神奈川の各紙の一部に折り込みやった効果か?これも私のところに個人で一〇〇万円のカンパを持参してくれたことからできた)の参加者で熱気溢れる集まりとなった。

二 コトの始まり

この企画は、昨年一月七日、鎌倉芸術館で、神

奈川四区市民連絡会の集まりがあり、憲法情勢を報告してほしいとの要請で、私が参加したことから始まる。そこにその直後急逝された増本一彦弁護士が出席されており、終了後自転車で自宅に向われる姿を見送った。これが最後となってしまった。亡くなられてしばらく経った頃、その集まりの主宰者から電話があり、「私が個人で県民ホールの六月一日を押えている。自分ではどうにもできないと増本先生に生前相談したら、岡田さんに頼め、と言われた。これが増本先生の遺言である。」とのこと。ホントかウソか分からないが、私にも参院選挙前に戦争と憲法をテーマにした大集會をやりたい、との想いがあり、それにはまず場所の確保が必要不可欠なのでこれを引き受け、個人で六月一日大ホール(収容二四〇〇名)を予約した。しかし、どの組織に、誰に声をかけても「とても無理」との反応でいったん諦めた。会場予約

は、半年間は一回延期できるということでギリギリの二月三〇日を押さえておいた。しかし、六月一日のときの周囲の反応からして半分はダメ元という感じだった。これを一気に変えたのが、九月一九日「安倍法制違憲訴訟全国ネットワーク」での金平茂紀さんの講演。金平さんとは、これより前に一緒に飲む機会があり、二人で盛りあがったことがあった。TBSがオウム真理教に妻も子も一緒に殺された坂本弁護士インタビュービデオのことを隠し通していたことが一九九六年に判明し大問題になった。そのことを何故TBSは横浜法律事務所や神奈川県警に速やかに知らせなかったのか。このときTBSとの話し合いの窓口を私が務めていた。

筑紫さんが「ニュース23」の中で「TBSは死んだ」と表明し、私のコメントも紹介された。このとき金平さんが番組のデスク編集長だったのだ。この事件は、当時のTBSにとって放送機関としての生き死の問題で、そのときの大変さを金平さんは、昨日の出来事のようにしゃべった。そんなこともあって、私は金平さんがパワーポイントに基づき、二時間近く熱っぽく話すのをそれこそ目前で目と耳と脳を全開にして聴いて感動した。目が開かされた想いで、この話を私一人にしておくのはもったいないと考え、終わった後の懇

親会の席上で一月三〇日の講演を依頼した。多

忙な中、偶然スケジュールも空いており快諾され、その場で一月三〇日集会を決断した。もちろん、私一人でできることではないので、幅広く県内護憲団体の共同主催を呼びかけたが、時間的制約もあって、実現できず、幅広い集会にするために、安保法制違憲訴訟かながわ弁護団の共同代表の四弁護士に呼びかけ人の承諾を得て、それを基点にして労働組合、護憲団体、市民運動の各分野を代表する二五人に呼びかけ人になってもらい実行委員会を結成し、私が実行委員長を務めることになった。講師二名が確定してから、実質二カ月足らずの準備期間での県民ホールでの催し、一部から「無謀、岡田さんの無茶ぶり」との陰口も聞こえてきたが、とにかく、参院選の結果によって改憲派にとって「黄金の三年」といわれていた情勢が七八安倍銃撃事件によってバンドラの箱が開き、これに続く国葬の強行で、大きく変化し、今が「歴史の分岐点」であるとする金平さんの認識を多くの市民で共有することが急務との想い一心で突っ走った。皆さんしゃかりきに奮闘してくれた。

三 オープニングは神奈川のうたごえの皆さん

五〇名以上の合唱による「青い空は」「今もどこかで」の歌声は、会場に響きわたり、ふさわしい

幕明けとなった。

四 京都生まれのハマツ子作家（ハマのドンがそう呼んだ）山崎洋子さん

京都の宮津市生まれながらも横浜大好き人間の山崎さん。特に横浜大空襲や戦後の米軍占領時代米兵のために慰安所が設置され、そこで生まれた子どもたちが闇に葬られたことなど初めて聞く話もあり戦争がもたらす悲惨さを改めて思い知らされた。

五 横浜生まれ、本町小学校出身の横浜育ちの田中優子さん

「改憲発議と自民党憲法改正草案」と題して二〇一八年の安倍首相による改憲四項目の問題点とその先にある二〇二二年の自民党憲法改正草案の危険性、天賦人権説を否定し、緊急事態条項を設け、家族制度の保護の強調など勝共連合の改憲案と同じ内容であるとの指摘を柔らかく、しかし毅然と指摘された。

六 あるべきジャーナリストの姿、金平茂紀さん

ロシアがウクライナの東部の州の独立を承認したとき、ウクライナへの侵攻を予想して、その翌日にはウクライナに陸路で入り、逃げまどう市民

と一緒に避難所で寒さにふるえながら過ごしたというその予見と行動力に驚かされる。と同時に戦争の現実のなかで感じる平和の尊さ、憲法の根源を問い直し、七・八安倍銃撃事件で明らかになった日本の政治の深層、それを市民がどう捉えるべきか等、パワーポイントの動画のリアルと併せ熱のこもった話をされた。

七 若者の想いも聴こう

最後に会場から青年に登壇してもらい、この時代をどう受け止めどんな想いでどんな活動をしているのかを話してもらい、山崎、田中、金平お三方と意見交換し、次に繋がる企画を約した。

八 ヤル気になればデキル

皆さんから頭が下がり気味のこの情勢の下「元気が出た」と好評。一人では何もできないが、一人が始めなければ何も始まらない。喜寿を迎えた私にもヤル気になればデキル!!



神奈川の温泉



1 はじめに

温泉の歴史は長い。早速だが、神奈川の温泉を見ていこう。

2 箱根温泉

神奈川の温泉といえば箱根温泉だろう。年間約一三〇〇万人が訪れる、全国屈指の温泉地である。箱根には、湯本温泉、塔ノ沢温泉、強羅温泉など二〇の温泉があり（「箱根二十湯」という）、箱根温泉はその総称である。

箱根と聞いてまず思いつくのは福住楼（塔ノ沢温泉）である。国の登録有形文化財に指定される、明治三三年創業の老舗温泉旅館である。箱根湯本駅から車で北上すること約五分。好立地でありながら意識しないと気付かず通り過ぎてしまう。ひっそりと佇むあたりにも品を感じる。魅力は、何

といつても建築物の奥ゆかしさである。今は少ない数寄屋造りで、竹を至るところに張り巡らせそれらを融合させているあたりは圧巻だ。魂は細部に宿る、というが、それを体現しているのが福住楼といつても過言ではない。無駄を徹底的にそぎ落とした洗練された造りの温泉。質素で鄙びた感じは長い歴史の産物である。歴史を感じたい人におススメだ。

次に、秀明館（姥子温泉）も外せない。知る人ぞ知る名湯で、お湯を楽しみたい人におススメだ。特筆すべきは、お湯の利用方法と鮮度である。平成一六年度の温泉偽造事件を受け、平成一七年五月二四日から、温泉施設に源泉の利用方法を明示する義務が課された（温泉法第一八条第一項第四号、温泉法施行規則第一〇条第二項）。加水・加温・循環濾過・入浴剤、消毒剤添加の有無とその理由である。加水すれば温泉成分が薄くなる、加

温すればガス成分が失われる、循環濾過すれば温泉の鮮度が落ち（消毒しなければレジオネラ菌が繁殖しやすい）、入浴剤を添加すれば温泉成分が変わり、消毒剤を添加すれば温泉が酸化し変質する。前記四項目をオール「無」で突破する温泉施設は極めて少ない（三％未満とも言われる）。お湯の鮮度については、浴槽サイズと（浴槽への）源泉注入量、源泉地（湧出地）と温泉施設までの距離が重要な要素である。浴槽サイズは小さく、源泉注入量は多く、源泉地と温泉施設までの距離に近い方が良い。湧出して間もない新鮮な源泉が小さい浴槽に大量に注入されるため換水時間が短くなるからだ。秀明館では、鮮度抜群の、一切手を加えていない（オーガニックの）お湯を楽しめる。神奈川にとどまらず全国クラスの温泉である。

その他、番外編だが、青法協神奈川支部にはお馴染みの太陽山荘（強羅温泉）も悪くない。ここは造成温泉という一風変わった温泉施設である。温泉というと、地中から湧き出している熱いお湯をイメージする人が多いと思うが、温泉法第二条によれば、温泉とは「地中から湧く出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガス（…）で、別表に掲げる温度又は物質を有するものをいう」と定義される。よって、地中から湧出する…水蒸気…であつても、別表に掲げる温度または物質（例えば「メタケイ酸五〇mg」、「総硫黄一mg」）を有していれば温泉に

該当する(ただ、水蒸気のまま入浴することはできないので、そこに地下水を吹き掛けるなどして温泉成分を含むお湯を作り出す必要がある)。これを天然温泉との対比で造成温泉という(注:天然温泉の意義は不明)。太陽山荘は、全国的にも数少ない造成温泉を楽しみたい人におススメである。

3 かぶと湯温泉

小田原厚木道路、通称小田厚に「厚木で湯ったり」と書かれた看板がある。これ虚偽の広告ではない。厚木は温泉のイメージを持つ人は少ないが、意外や意外、隠れた名湯がある。都内から車を走らせること約一時半。神奈川とは思えない風

景が広がる。緑に囲まれたそんな場所(厚木市)にあるのがかぶと湯温泉山水楼である。注目すべきは、水素イオン濃度の高さ故のお湯の滑らかさだ。温泉と一口に言っても、水素イオン濃度、浸透圧、含有成分の種類や量、さらには温度(泉温)によって千差万別である。全く同じものはない、せいぜい似て非なるものがある程度である。泉質が同じ場合でも同様である。硬いお湯もあれば柔らかいお湯もある。尖ったお湯もあれば滑らかなお湯もある。「そんな違い分らない。」と思うかもしれないが、山水楼のお湯であれば分かるに違いない。水素イオン濃度(pH値)は九・七を誇る。この数値は、もう少しでレジエントの領域

(強アルカリ性(pH二〇以上)に手が届くほどの高数値だ。縷々温泉に入ってきたが、トップ10に入るほどの滑らかさである。関東圏に居住している人は是非一度体験して欲しい。鉱泉分析法指針の定める「療養泉」の要件を満たさないため、(塩化物泉、炭酸水素塩泉、硫黄泉といった)泉質名が付かず、「温泉法の温泉」とされている点は惜しいが、この点を差し引くとしてもおススメの温泉の一つであることに変わりはない。

4 ねごうに

ぜひ魅力溢れる神奈川の温泉に足を運んでいただきたい。

シリーズ

憲法と私⑤

憲法一四条の可能性

東京 金

思明 さみん



◎入管の差別

入管の問題は何なのか、私は差別すなわち一四

条違反の問題であると考えます。地域社会の一構成員として、他の日本国籍住民と何ら変わらず長年生活しているにもかかわらず、当該地域で生き

る自由を侵害され国外に退去させられる。これは国籍を利用した差別と言えます。第二次世界大戦後、ナチスの経験に基づき、人種差別は社会・世界を破壊するという認識のもと、人種差別撤廃条約が作成されました。しかし、国民国家体制を維持する限り、国籍による区別的取扱いは放棄できず、規程からは取り除かれました。差別の最後のよりどころ、それが国籍です。マクレーン判決を利用し、「日本社会に害をなす外国人は国外に追い出してよい」として差別を正当化するものが見受けられます。

反差別を進展させる中でこれをどう乗り越えるかが現代の課題であると考えています。

◎特別永住について

私は韓国籍で、在日コリアン三世で、特別永住資格を持っています。したがって、いわゆるニューカマーたちより相対的に法的地位は安定しています。これは先人たちの反差別闘争の獲得物です。それにもかかわらず、いまはこれを利用しての差別が行われています。

我々は、二級市民として扱われ、参政権もなく、ほかには宿泊施設の利用時に外国人登録証の提示を求められる(旅館業法等に原因)、根本的には退去強制を受ける可能性がある等、法的に差別を受けています。それにとどまらず、在日「特権」を有するとしてヘイトスピーチにも晒され、就職差別、住居差別等の社会的差別も受けています。

差別が組み込まれた入管法に対抗するため、反差別規範を法的にも社会的にも埋め込まなければなりません。この点で、私たちは入管にいる移民たちと連帯すべきだと考えています。

◎普遍性の次元

なぜマイノリティの差別問題に取り組むのか。救済や権利擁護の観点もあります。しかし、本質

的には、マイノリティの差別問題が普遍的な次元にあるからです。

ヨーロッパ移民研究者であるメッザードラは『逃走の権利』のなかで近代社会の中での移民の普遍性を強調します。本著作の中でも私は特に「平等自由(egaliberte)」という概念に着目しています。「平等自由は……容認できない事柄に対して反乱するというこの観念の字義通りの意味を取り戻す運動の動力なのである」。

日本国籍保持者は、そうでない人間より相対的に自由です。特に男性はそうでしょう。しかし、過重労働・貧困問題、脆弱なインフラによる災害での死亡の危険等々、とても自由とは言えません。何なら大量懲戒請求事件のように「反日」認定され差別に基づく攻撃の対象になります。階層付けされた自由は、不十分な自由にしかなりません。

根本的な自由を求めるには、自由と平等が結びついた社会運動が必要だと考えます。この考えは、アメリカでは、BLM運動や批判的人種理論でも見られるものです。

◎反差別との連帯

反差別とどのように連帯すべきか。私は、これは、①前記普遍性の次元への観点と、②未来社会論への展望を踏まえることが大事だと考えていま

す。②は、公平な社会とは何かを考えるということとです。

そう考えたとき、「日本人としての責任」という概念について考え直す必要を感じます。たしかに、移民や諸外国からの日本国家と企業による収奪と、国民がその利益を享受するという社会構造は存在します。この収奪構造は変えるべきです。

しかし、この社会正義追求の次元を、個人の責任にまで還元して、社会に自己を投企する際の動機・実存にする必要はないと思います。もちろん、構造的に利益を享受している側が収奪されている側に傲慢にふるまうことは避けるべきですが。①社会に不正義が存在する、②ならそれを変えないでしようか。

◎最後に

反差別、すなわち憲法一四条は、私の思考の核となっており、取り組み続けたいと思います。多くの青法協会の方と、反差別運動について議論できればと思っています。若輩者ではありませんが、これからよろしく願います。



熊本支部

6月はぜひ熊本へ!

熊本 中島 潤史
(熊本支部事務局長)

第54期 青年法律家協会 弁護士会 熊本支部 定時総会

定時総会 in 熊本

2023年 6月24日(日) ~ 25日(月)

市民会館・大会講室
(市民会館1階大会ホール)

熊本市民会館 熊本県 電話 096-555-5235(代)

青年法律家協会弁護士会本部会
TEL 03-5366-1151 FAX 03-5366-1141

■ 今年の定時総会は熊本

今年の定時総会(弁護士会者合同部会)は、六月二四日と二五日に熊本で行われます。みなさん、熊本と言えど何を思い浮かべますか?

くまモンというマスコットキャラクターを思い浮かべる方もいれば、世界最大級のカルデラをもつ阿蘇山、城造りの名手と言われる加藤清正によって築城された熊本城を思い浮かべる方もいると思います。

■ 特別講演では菊池事件再審請求の問題を

しかし、法律家としてぜひ思い浮かべていただきたいのは、国の強制隔離政策によって未曾有の人権侵害が引き起こされたハンセン病問題です。

熊本にも菊池恵楓園というハンセン病療養所があります。一九九八年に入所者が国に対して損害賠償を求める訴訟を提起し、二〇〇一年熊本地裁は国の責任を認める判決を出し、政府の控訴断念によってそれが確定しました。

しかし、ハンセン病の問題はまだ解決していません。とりわけ熊本では、菊池事件と呼ばれる殺人事件等の再審請求の問題が最大の課題として残されています。

Fさんは、ハンセン病(の疑いがある)というだけで、捜査の最初から犯人であると決めつけられ、必要もないのに警察官に拳銃で撃たれて逮捕された、負傷による激しい痛みのなか自分を強要されました。菊池恵楓園に隣接する菊池医療刑務支所内の「特別法廷」で行われた裁判では、まるでばい菌のように扱われ、極めて不十分な証拠の下で死刑判決を宣告されました。上訴や再審請求でも認められず、再審請求の棄却を待っていたかのようにその翌日死刑の執行を受け、年端もいかな娘さんを残して無念のままこの世を去らざるを得ませんでした。

菊池事件はハンセン病問題の象徴です。今、再審によって菊池事件を解決しなければ、ハンセン病問題の解決はないといえます。

今回の総会では、特別講演として、この菊池事件の再審請求の問題について、弁護士事務所長の馬場啓会員による講演を企画しました。この問題をぜひみなさんにも共有していただきたいと思えます。

■ 地元企画では水俣病の問題を

次に、熊本で思い浮かべていただきたいのは、水俣病の問題です。

水俣病が発見されてから既に六六年が経過しています。しかし、いまだに救済を求めて裁判を闘

っている患者さんたちがたくさんいます。特に今年には、原因企業であるチッソの損害賠償責任を認めた熊本水俣病第一次訴訟の判決から五〇年という節目に当たるほか、九月二七日には大阪地裁でノーモア・ミナマタ第二次国賠等請求訴訟の判決が出される予定です。

そこで、水俣病をめぐる状況は今どうなっているのか、なぜ現在に至るまでこの問題が解決していないのかなどについて、ノーモア・ミナマタ第二次訴訟弁護団団長の園田昭人会員から報告をさせていただきます。と思っています。公害の原点とも呼ばれる水俣病の問題とその闘いについて、ぜひみなさんにも知っていただければと思います。

■若手向け企画では外国人問題を

さらに、熊本では、外国人実習生の問題など、外国人の問題を取り扱うことも多くなりました。その経緯を踏まえて、若手弁護士向けの実務講座として、「外国人問題の対処法」というテーマを企画しました。

近時の熊本では、ベトナム人技能実習生が、死産した双子の赤ちゃんの遺体を段ボール箱に入れて自宅に放置したとして、死体遺棄の罪に問われた裁判があります。技能実習生は帰国させられることとおそれ、周囲に妊娠の事実を明かすことができずでしたが、赤ちゃんを弔う意思は持ち

続け、わが子が寒くないよう箱を二重にするなどしていたほか、遺体の発見を困難にしたり葬儀などを妨げたりすることはしていませんでした。一審二審では有罪判決となりましたが、二月二四日に最高裁で弁論が開かれ、三月二四日の判決では、「遺棄」に当たらないとして逆転無罪判決が言い渡されました。

今回の実務講座は、その主任弁護士である石黒大貴会員が講師となり、本件を含めた民事・刑事における外国人問題についての対処法をお話しします。ぜひ、楽しみにしていただければと思います。

■オプショナルツアーは菊池恵楓園へ

定時総会二日目はオプショナルツアーとして、菊池恵楓園とその歴史資料館への訪問を企画しています。

歴史資料館には、かつて園を囲んでいた「隔離の壁」、菊池医療刑務支所の「鉄扉」、独居房を再現した展示、特別法廷でFさん以外の全員が着用した「予防衣」、旧優生保護法による不妊手術や人工中絶によって子どもを持たなかった入所者夫婦が大切にされた人形など、入所者の方々が生きた軌跡がたくさん残されています。

菊池事件の理解を深めていただくためにも、強制隔離政策の現場となった菊池恵楓園をぜひ一緒に訪問しましょう。

■懇親会では熊本の郷土料理を

定時総会二日目の夜の懇親会は、熊本城を一望できる場所を確保しています。

熊本県は、活火山である阿蘇山を持つことから「火の国」と呼ばれる一方で、西には天草の海が広がっているため、山の幸にも海の幸にも恵まれた環境にあります。

その熊本の馬刺し、阿蘇のあか牛、幻の地鶏である天草大王、そして、からし蓮根や人文字のぐるぐるなどの変わった郷土料理、熊本の米焼酎や日本酒、締め熊本ラーメンなど、ぜひお楽しみいただければと思います。

■みなさんのお越しをお待ちしています！

最後になりますが、熊本支部一同、みなさんがお越しになることを楽しみにお待ちしております。ぜひ六月の定時総会にご参加ください！

熊本で会いましょう！

日時 六月二四日(土)・二五日(日)
場所 熊本市内

※詳細は本部事務局までお問い合わせください。

憲法委員会企画

議長と若手弁護士座談会 (第2回)

【出席者】

笹山 尚人(53期) / 山田 大輔(67期) / 藤原 朋弘(71期) / 山内 志織(74期)

▼コーディネーター

深井 剛志(64期)

(前号からの続き)

5 パワハラ事件へのかかわり

深井 笹山先生はパワハラに関する新書も出版されていますが、パワハラ問題への取り組みのきっかけはどういうものですか。

笹山 きっかけはないかな。もうとにかく気が付いたら、パワハラ事件ばかりになっていて、それで光文社から、最初に『人が壊れていく職場』を書いたのだけど、そのあとにパワハラに特化したものを書かないかという話になって、それで『それ、パワハラです』を書いたんです。

きっかけになったかもしれないと思うのは、二〇〇三年、ヨドバシカメラの事件に立ち会って、あれが本当にいい事件の走りだったよね。それをメディアにいろいろ打って出たから、相談してきた人たちはそれを見て相談に来たという結果があったかもしれない。



藤原 私は気を抜くと、すぐに個別事件の解決みたいな、要件事実論に話が向かいがちなのですが、笹山先生



は個別事件の解決というところだけではなく、大局的にこの事件は社会にどう影響するかという視点を持っておられます。な

にか工夫はされていますか。
笹山 思いついてしまうんですよ。むしろ個別事件の要件事実にもっと気を配るべきではないかと、常に自分を律しようと反省している日々という感じです(笑)。

修習生のときに、憲法運動を勉強して、世の中に対して憲法をどうしようかと考えると、世の中全体を見ることになるのではないですか。憲法運動を考えると、世の中のことを見るといふ癖が付いたというはあるかもしれない。

やはり一つ一つの人権活動というのはそれ自体すごく大事なことになるけれども、結局世の中がその事件を受け止めて、そこを吸収していくと、そこから憲法の価値を広げようという機運がなかったら、一つ一つの事件の成果が限界を迎える感じになるよね。そこを何とかしようと思ったら、やはり憲法運動というのはとても大事だと思う。

だから事務所に入って間もなく、有事法制問題

がすぐ起こったんだけど、かわら版を有司法制版で作らないかみたいな話が起こり、それを私がやるということになり、とにかく毎週のように作って、四ツ谷の駅で必ずまくとも行いました。事務所での初期の時期に鍛えられたというのもあったかもしれないね。



か。影響しているのですか。
笹山 うん、そうそう。やはり組合の事件をや

ついてもそうだけでも、すべて運動がないと解決しないではないですか。修習生になる前後に、これを読めと言われた本は、とにかく裁判と運動をどう連動させるかみたいな本ばかりだったんですよ。上田誠吉さんの書いた本とか。

そういうのを読んで、やはり法廷の中だけではだめだと、いわゆる「主戦場は法廷の外」を組み合わせた方がいいと、うまく行かないと学んだ。そして、現実には裁判をやっている、そうではないですか。法律って、労働者の味方ではないし、主張・立証責任はだいたいこちらにあつて、それがうまく行

かないというのが多いというときに、いかに運動を充実させるかということで、力関係をフラットにしていく。そういう面はあると思っています。

6 青法協弁学会合同部会事務局長時代

深井 さて、そのあと先生は二〇〇六年七月の総会で青法協の弁学会合同部会事務局長に就任されています。弁護士になってから事務局長になるまでは、青法協ではどういう活動をされていたんですか。

笹山 執行部の一員で、執行部会議に必ず出るのと、所属している組織としては修習生委員会と憲法委員会、この二つですね。

深井 何か印象に残っている活動はありますか。

笹山 有司法制のときに、青法協は二回ぐらいパンフレットを作ったんですよ。そのパンフレットづくりを憲法委員会で行った。

あとはロースクールが二〇〇四年から始まることで、それで司法改革を受けて、青法協での議論が四分五裂している時期だったんですよ。とにかく、大量脱退が起こりかねない時期で、組織的にはすごく厳しい時代だったから、その団結維持のために一生懸命がんばった、という感じでした。

深井 その後、事務局長になって二年ほど活躍されておりますが、その二年間で印象に残っていることはありますか。

笹山 不思議とあまり覚えていないんですけど、その二年間のことは、人権研究交流集會に注力した記憶がありますね。

あとは、司法制度改革のときに思ったのは、青法協はとにかく議論を尽くしてから結論を出す団体なんです

よね。そこが大事だと思ったので、いろいろな問題についてとにかく議論を徹底的に尽くそうというのが、当時私が運営するときに心掛けたことですね。

今の常任委員会に久しぶりに戻ってみて私がびっくりしたのは、常任委員会で議論がないでしょう。そこが本当に当時と違う。当時は常任委員会というのは、入って二〜三年目の若手の討論集會みたいな感じだったんですね。やはりそこが青法協のすごくいいところ。青法協はいろいろな法律家の関わる問題について若手が思う存分議論できる。そういう常任委員会をやはり大事にするというのがあったかなと思いますね。

深井 分かりました。三月以降の常任委員会でぜひ参考させてもらえればと思います。

7 青年ユニオンの活動

深井 先生の活動として欠かせないのが、先生が立ち上げた青年ユニオンの活動だと思います。どういう経緯で、どういうことを目指して立ち上げたのでしょうか。

笹山 司法試験を勉強している間に、就職氷河期が訪れはじめて、非正規になっていく人たちがいっぱい増えていて、非正規の活動ができる組合がなかなかないなど、ずっと思っていました。



事務所に入って、指導弁護士だった小部先生と一緒に、今の公共一般、当時都区一般に行ったら都区一般の中で青年の組合を作ろうという動きがあった、フリーターの組合として作るという話だったので、それは非常に重要だなと思った。二〇〇〇年二月一日に結成総会。

私とは関係なく結成されることは決まっていた、その中で、では私は顧問になるよという話をして、それで青年ユニオンの顧問弁護士に。

青年ユニオンというのは、作った当初は世間にも知られていなかったけど、二〇〇三年以降かな、ヨドバシカメラの事件を提起するなど、段々有名になった。

で、たぶんブレイクしたのが、二〇〇五、二〇〇六年ぐらい。すき家の事件で一挙に人手が増えて、二〇〇四年から専従組合員の活動もはじめたので、青年ユニオンの事件が減茶苦茶増えたんですね。

弁護士がやらなければいけない事件も増えてしまっただけで、顧問弁護士を作らなければいけないということ、二〇〇七年ぐらいに顧問弁護士を作ったと。

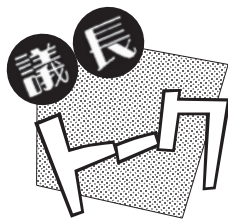
深井 青年ユニオンの活動が、弁護士としての経験やスキル、活動にどのように影響していますか。

笹山 青年ユニオンの事件のうち、SHOP99という事件が大きい経験だったと思うんです。SHOP99では、当時なかなか店長業務がどのぐらい大変なのかということを客観的に立証できなかったんです。資料はあったのだけど、それを証言してくれる人が欲しかったんです。証人が運動の中で現れたという経験がよかった。

だから、そういう意味でいうと、大局的に見ると事件もうまく行くという、そういうところがあった二つの理想形。なかなかそういう事件はないのですが、そういうのが一つ。

あとは一番私が青年ユニオンの事件の中で誇りに思っているのは、洋麴屋五右衛門事件なんです。洋麴屋五右衛門事件は、アルバイトが変形労働時間で残業代を削られていた事件だけど、結局事件解決のときに変形労働制を会社に廃止させたわけですよ。請求した賃金請求額は二〇万だけど、六〇〇〇人分の非正規のアルバイトを救ったという、そういう事件になったから、それができるのが労働組合事件だと思います。そこが一番私としては誇りに思っている事件ですよ。

(次号に続く)



「東京支部を なめつくす」

一九九八年一〇月、私は、司法浪人五年目にして、ようやく司法試験に最終合格しました。中央大学人権ゼミを指導してくれた弁護士の方々の喜びようといったら、すさまじいものでした。合格した日は、有楽町にあった「大雅」というお店でフグのフルコースをご馳走になりました。その際、「明日の夜は、渋谷のこのお店に来るように」との指示を受けたのです。

なんだろうと行ってみたら、その席は、青法協弁学東京支部の支部総会の後の懇親会の席だったのです。

「なに!?! 昨日合格したばかりなのに、もう

青法協に入りたいたいという合格者!」

みなさまが色めき立つのがわかりました。

私は出席したみなさまから、名刺をいただき、それぞれの得意分野について一通りお話をうかがいました。戦後補償、外国人、報道被害、過労死、刑事などなど、みなさんの語るそれぞれの内容の項目を、私はその人の名刺の裏にメモしました。そして、みなさんから、「この日はこの事件の弁論がある」「尋問がある」「弁護団会議がある」といった内容を伝えられ、出席することを求められました。司法試験受験予備校の合格発表パーティや、中大人権ゼミの受験生仲間への指導会などもありましたから、私のその日以降のスケジュールはあつという間に真っ黒になりました。そのため実家に帰省して両親にお礼を言う機会を逸してしまい、あとでえらく母親に叱られました。(笑)

私は、みなさんの語るお話が面白く、私一人だけではもったいないと思い、パーティで知り合って同期になる人たちにも語らって、

名刺に書いた情報なども手がかりに、各事務所の事務所訪問に向くようになりました。各事務所に行つて勉強会を開いてもらい、懇親するのです。

一九九九年一月から三月までの期間に、東京支部の集団事務所、私が訪問しなかった法律事務所はなかったのではないのでしょうか。まさに東京支部をなめつくした観がありました。みなさんは、五三期司法修習生部会を作るので今はその準備会ですと話すと、快く活動資金もカンパしてくれました。そのお金で、二月には群馬県の栗生楽泉園、三月には沖縄での日韓法律家交流会にもみなで参加させてもらいました。

一九九九年四月、司法研修所入所日前日に、青法協五三期司法修習生部会が結成されますが、この結成は、こうした東京支部のみなさんの並々ならぬ支援があつて実現したことでした。

(青法協弁学合同部会議長 笹山尚人)

青法協弁学合同部会二〇二二年度第四回拡大常任委員会◎決議

東京電力に対し、中間指針第五次追補を踏まえ、被害者に対し、早期かつ十分な賠償をすることを求める決議

一 福島原発事故による被害が現在も残っている

1.1.1

二〇二三年三月で、福島原発事故(以下、「本件事故」という)から二年が経過する。しかし、被災者・被害者の避難生活はいまだに続いている。

二〇二三年は、長らく帰還困難区域であった地域に設定された特定再生復興拠点区域の避難指示の解除がされ(二年六月二日葛尾村、二年六月三〇日大熊町、二年八月三〇日双葉町)、二三年春ころにかけて、さらなる解除も予定されている(浪江町、富岡町、飯館村)。

しかし、これら解除された区域は帰還困難区域のごく一部に過ぎず、この区域に帰還しても、除染が進んでいない帰還困難区域の周辺区域での生活とならざるをえないし、コミュニティも復活しておらず、本件事故前のふるさととは根本的に変わり果ててしまっている。本件事故から二年が経過し、新たな生活圏のなかで生活している被災者、被害者にとって、避難指示が解除されたからと言って、直ちに帰還できるわけ

もない。

二 中間指針第五次追補の策定

このように、本件事故による被害は現在も続いており、これまで、その被害の賠償を求め、全国で三〇を超える損害賠償を請求する集団訴訟が提起された。当部会の会員も、各地の集団訴訟の弁護団として多く関わっている。

東京電力は、中間指針(追補を含む)を超える賠償を頑として拒み、中間指針を超える損害賠償を認める判決が相次いだ後も、控訴、上告をして争い続けた。

二〇二二年三月、最高裁は、中間指針を超える損害賠償を認める複数の高裁判決に対する東電の上告を棄却し、上告受理申立を不受理とする決定を下し、中間指針を超える損害賠償を認める判決が確定した。

これを受け、東京電力はようやく中間指針を超える損害賠償を始めるに至った。

また、原子力損害賠償紛争審査会(以下、「原賠審」という)は、最高裁判決を受け、中間指針の改定の必要性を認め、被害者の声を改めて聴取し、二〇二二年

二月二〇日、東電に対し追加の賠償をさせるべく、『中間指針第五次追補(集団訴訟の確定判決等を踏まえた指針の見直しについて)』(以下、「第五次追補」という)を出した。

この第五次追補は、上記集団訴訟で尽力した原告団、弁護団の努力のためものである。

原賠審は、地方裁判所、高等裁判所で中間指針を超える損害賠償を認める判決が相次いだ時点で、中間指針を改定し、被害者の早期救済を図るべきであった。そのため、第五次追補の策定は遅きに失したと評価せざるを得ない。

とはいえ、第五次追補は、「生活基盤喪失・変容による精神的損害」として、高裁判決で認められたふるさと喪失・変容慰謝料と同種の賠償を定めており、そのほか、避難指示が出されていない区域などでの賠償額の増額などもあり、判決の成果を被害者にあまねくいきわたらせるといふ意味では、一定の前進があったと評価できる。

他方で、必ずしも第五次追補の賠償水準が高いとは言えないこと、避難指示区域以外の区域の賠償水準は

いまだに低いものであること、法律上当然に発生する遅延損害金について触れられていないなど、さらなる前進も不可欠である。

三 東京電力は被害者に対し、早期かつ十分な賠償をしなければならないこと

東京電力は第五次追補を受け、二〇二三年三月を目途として、受付開始時期や請求方法等の賠償基準の詳細についてプレスリリースすると発表しており、賠償基準の策定に取り掛かっているようである。

第五次追補は賠償の最低基準であり、これを下回る基準を策定することは許されないが、これを上回る基準を策定することは否定されない。

各地の判決では、第五次追補を超える賠償水準を認

める判決もあるのだから、東京電力は、第五次追補を最低基準とし、各地の判決を踏まえて、被害実態に合致したより適切な賠償基準を策定するべきである。

また、第五次追補は遅延損害金について言及していないが、遅延損害金が発生していることは、法律上当然のことであり、東京電力は、被害実態に合致した損害額・元金のみならず、遅延損害金も賠償しなければならない。

さらに、第五次追補の賠償水準を下回る賠償額を認める判決が確定した原告についても、第五次追補によって損害があることが確認されたのであり、東京電力は、この原告についても賠償しなければならない。

加えて、本件事故から二年が経過し、それでもなお被害が継続していることから、心身に新たに被害が

生じている被害者もいる。このような実態に鑑み、東京電力は、賠償をするに際し、清算条項を盛り込む合意書を作成し、これに署名押印しなければ賠償しないという態度をとることは許されない。

四 まとめ

よって、当部会は、東京電力に対し、中間指針第五次追補を踏まえ、被害者に対し、前項を踏まえた、早期かつ十分な賠償をすることを求めるものである。

二〇二三年三月二日

以上

青年法律家協会弁護士学者合同部会
第四回 拡大常任委員会

国民生活の破綻を招き、平和主義に反する、安保関連三文書改定に基づく軍拡政策に反対する決議

一 政府・与党による軍拡政策の推進

二〇二二年二月二六日、政府は、安保関連三文書（国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画）の改定を閣議決定した。この改定は、軍事費（防衛関係費）を今後五年間で計四三兆円へと大幅に増額することが明示された上、敵基地攻撃能力（反撃能力）の

保有を容認するものである

これを受けた二〇二三年度予算案では、「防衛費」として六兆八二九億円（前年度から一兆四二〇〇億円増額）、「防衛力強化資金」を新設して三兆八三〇〇億円を計上しており、その合計は一〇兆六五二九億円（予算案全体の九・三％）にも上る。

このように、政府・与党は現在、日本の安全保障政

策を大きく転換し、軍拡を推し進めている。

二 軍拡政策は平和主義に反する

当部会が二〇二三年六月二六日付け「軍事費拡大および敵基地攻撃能力保有に反対する決議」で述べたとおり、肥大化した予算規模の自衛隊は、仮に政府見解に基づいたとしても、「自衛のための必要最小限度の範囲」を大きく超える「戦力」に該当し、憲法九条二項に違反する。

また、今回の軍拡が周辺諸国との緊張関係を強めることも明らかであり、かつての侵略戦争の反省に基づいて平和主義を定めた憲法前文及び憲法九条の理念に

反する。

そして、上記決議および二〇二〇年九月五日付け「日本の敵基地攻撃能力の保有に反対する決議」で繰り返し述べたように、改定後の安保関連三文書が容認した敵基地攻撃能力（反撃能力）の保有は、憲法九条二項が禁ずる「戦力」や憲法九条一項が禁ずる「武力の行使」に該当し同項に違反する上、政府がとってきた「専守防衛」政策を放棄するものである。

さらに、赤字国債を財源とする今回の軍拡は、第二次大戦の反省から赤字国債の発行を禁じ、財政面から平和主義を保障した財政法四条の理念にも正面から反している。

このように、政府・与党が進める軍拡は、憲法や財政法が定める平和主義に反するものであり、許されな

三 歯止めのない軍拡は国民生活の破綻を招く

政府・与党は、軍事費増額によって生じる毎年一兆円の財源不足を、所得税・法人税・たばこ税の増税や国債などによって賄う方針を表明している。軍拡のための増税が、物価高騰で苦しむ国民生活をさらに圧迫するのは明らかである。

また、軍事費の確保を優先する結果、今後、社会的弱者の支援等の国民生活に直結する政策の予算が、実質的に削減されることが容易に予想される。

そして、軍事費増額のための増税については、いずれの世論調査においても反対が賛成を大きく上回って

おり、国民は政府・与党の方針を容認していない。

政府・与党の軍拡政策は、盲目的に軍事を優先することによって国民生活を破綻させるものであり、国民の生命・自由・幸福追求の権利（憲法二三条）や生存権（憲法二五条）を侵すものとして許されない。

四 結論

自民・公明連立政権は、集团的自衛権の行使容認（二〇一四年）や戦争法（安保法制）の成立（二〇一五年）以来推進してきた日本の軍事化を、国民生活を顧みることなく、さらに急速に押し進めようとしている。

しかし、かつて行った侵略とその後の敗戦、戦時下の国民の困窮への反省から、日本は憲法に基づく平和国家となったはずである。日本政府は平和主義に基づき、あくまでも外交努力によって国際秩序の獲得を目指す義務を負っている。

当部会は、安保関連三文書の改定に基づく軍拡政策に対して強く反対し、二〇二三年度国会における軍事費増大の予算案成立の動きを注視し、軍拡政策の推進を防ぐための活動に専念することをここに決議する。

二〇二三年三月二日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
第四回 拡大常任委員会

編集後記

▼今年から神奈川支部の事務局長になりました石畑です。神奈川支部ではコロナ禍ではありますが、忘年会や新人歓迎会などの懇親会も増えてきており、コロナ禍で希薄になっていた会員間の関係も徐々に改善されてきました。▼今回の神奈川特集ですが、若手ではありますが情報公開請求を相当数行っている小林会員の原稿や、現在、裁判が佳境にあり、敵性証人の尋問が行われた生活保護基準引下げ違憲訴訟の原稿、そして神奈川で実施された憲法集会のご報告など盛りだくさんの内容になっています。今回も神奈川では恒例となっている、観光に関する原稿を、温泉マニアの中込会員が執筆してくれました。▼今年は支部総会で箱根に行きます。感染対策しつつですが、久しぶりの宿泊付きの総会になります。▼皆様もぜひ神奈川の観光名所に遊びに来てください。

(石畑卓彦)